

蒲郡市高齢者タクシー運賃助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の足の確保対策として高齢者がタクシーを利用する場合にその運賃の一部を助成することにより、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立更生及び外出支援の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている満年齢70歳以上の者をいう。
- (2) 協力機関 市内に本店又は営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者のうち、高齢者タクシー運賃助成事業の趣旨に賛同し、市と契約を締結したものをいう。
- (3) 基本料金 平成14年1月18日付、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度についての中部運輸局公示（中運局公示第248号）の距離制運賃をいう。
- (4) 割引料金 基本料金から割引率1割の高齢者割引（協力機関が負担）を適用した運賃（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は、前条第1号に規定する高齢者とする。

(助成額)

第4条 助成する金額（以下「助成額」という。）は、割引料金から基本料金の7割相当額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「利用者負担額」という。）を差し引いた額とする。ただし、1,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、個人番号カード、被保険者証、運転免許証、運転経歴証明書等の住所・氏名・生年月日の分かる証明書（以下「身分証明書」という。）を市長に提示しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、提示された身分証明書により高齢者

であることを確認し、高齢者割引タクシーチケット交付名簿表（第1号様式）に必要事項を記載の上、申請者に高齢者割引タクシーチケット（第2号様式。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

2 助成券は、年度ごとに50枚綴りのものを1冊として交付し、1人2冊を限度とする。

3 助成券の有効期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

（利用条件及び利用方法）

第7条 前条第1項の規定により、助成券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する場合において、助成券を利用できるものとする。

(1) 協力機関が運行するタクシーに利用者が乗車すること。

(2) 利用者の身分証明書をタクシーの乗務員に提示すること。

(3) 助成券に必要事項を記入の上、タクシーの乗務員に提出すること。

2 利用者は、協力機関が運行するタクシーを利用した際に、当該利用1回につき助成券1枚を利用できるものとし、利用者負担額を支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、助成券と福祉タクシー料金助成利用券の併用はできないものとする。

（利用対象区間）

第8条 助成券が利用できる区間は、タクシーの乗車地点及び降車地点が、いずれも市内である場合に限り利用できるものとする。

（助成額の支払）

第9条 協力機関が、第6条第1項の助成券に記載された市負担額を請求しようとするときは、高齢者割引タクシーチケット市負担額分請求書（第3号様式。以下「請求書」という。）及び各協力機関の請求明細書に1月分の助成券を取りまとめ、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、助成額を支払うものとする。

（不正使用の禁止）

第10条 利用者は、助成券の使用に当たって、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 有効期限を経過した助成券を使用すること。

(2) 助成券を他人に譲渡し、又は使用させること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正な目的をもって使用すること。

(助成券等の返還)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者又はその親族は助成券を市長に返還するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外へ転出したとき。

2 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、そのものが受けた助成券及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

2 第5条の規定による交付申請及び第6条の規定による交付決定は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

1 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

2 改正後の第6条第2項の規定は、平成23年度以降の助成券から適用し、平成22年度の助成券については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の第2号様式による助成券は、平成22年度に限りなお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に有効期間内の住民基本台帳カードの交付を受けている場合においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28

号) 第20条第2項の規定により、当該住民基本台帳カードを個人番号カードとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第2号様式による交付手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

高齢者割引タクシーチケット

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">No.</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者控え</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乗車地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">降車地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支払額 円</td> </tr> </table>	No.	年度用	利用者控え	月 日	乗車地	降車地	支払額 円	<p style="text-align: center;">蒲郡市高齢者割引タクシーチケット No. (年度用)</p> <p style="text-align: center;">有効期間： 年4月1日～ 年3月31日</p> <p style="text-align: center;">※太枠内は、利用者が記入してください</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">ご署名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ご利用月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">月 日</td> </tr> <tr> <td>ご利用区間</td> <td style="width: 15%;">乗車</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%;">降車</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>ご利用目的</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">①買い物 ②病院 ③公共施設 ④駅・バス停 ⑤その他</td> </tr> <tr> <td>市負担額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td>車両番号</td> <td style="width: 15%;"></td> <td>運転手</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">〈チケット使用可能会社〉</p>	ご署名					ご利用月日	月 日				ご利用区間	乗車		降車		ご利用目的	①買い物 ②病院 ③公共施設 ④駅・バス停 ⑤その他				市負担額	円	車両番号		運転手
No.																																	
年度用																																	
利用者控え																																	
月 日																																	
乗車地																																	
降車地																																	
支払額 円																																	
ご署名																																	
ご利用月日	月 日																																
ご利用区間	乗車		降車																														
ご利用目的	①買い物 ②病院 ③公共施設 ④駅・バス停 ⑤その他																																
市負担額	円	車両番号		運転手																													

課

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

高齢者割引タクシーチケット市負担額分請求書（ 月分）

蒲 郡 市 長 様

住所

代表者氏名

下記のとおり高齢者割引タクシーの利用がありましたので、市負担額分を請求します。

記

利用枚数	市負担額分総額	備 考
枚	円	